

坂田公認会計士事務所通信2月号

お客様各位

平成23年2月1日

この冬は寒い日が続いております。

皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。風邪などを召しませんよう、ご自愛下さい。

さて、今月の事務所通信は下記の4項目についてまとめました。

1. 助成金の活用～高年齢者の最適賃金とは
2. 平成23年度税制改正案解説～相続税の課税強化
3. 今月の税務～確定申告の開始
4. 就業規則見直しのポイント～残業時間管理に注意

1. 助成金の活用～高年齢者の最適賃金とは

最近、最適賃金という言葉をよく耳にしませんか。

これは、厚生年金支給年齢の段階的引き上げ措置に伴い、従来60歳を定年としていた会社は、従業員を65歳まで雇用することが要請されています。

その際、60歳以降の従業員の賃金を設定するに当たり、政府からの公的補助を含めた上で、会社負担が少なく、そして、従業員の手取りが最も多くなる賃金を最適賃金と言います。

年功賃金制の強い会社にとって、高齢の従業員を60歳以降も継続して雇用することは負担が重いため、60歳定年以降は賃金を減額したいところです。

そのための公的補助として、雇用保険から60歳以降も継続して雇用し、賃金が減額される場合に、「高年齢雇用継続給付」として、60歳時賃金の最大15%が支給されます。

更に、厚生年金についても、減額後の賃金を調整することで支給額を増やすことができます。

この「高年齢雇用継続給付」と「老齢厚生年金」は毎月の賃金に応じて支給額が調整されますので、毎月の賃金は60歳時賃金の60%とすると、最も本人の手取り額が多いのです。

なお、この公的補助を受けるには、就業規則の整備が必要となることにご注意ください。

2. 平成23年度税制改正案解説～相続税の課税強化

平成23年度税制改正案では相続税の課税強化が検討されています。

相続税計算上では、相続財産の非課税限度額というものがあり、相続財産がこの限度額までに収まれば相続税は課税されません。

具体例として、相続人が配偶者と子供2人としますと、従来の非課税限度額は定額部分として5千万円と相続人1人につき1千万円が認められていたため、合計で相続財産が8千万円までは課税されていませんでした。 $5千万円 + 1千万円/人 \times 3人 = 8千万円$

ところが、平成23年度税制改正案では、非課税限度額の定額部分が3千万円に、相続人1人につき600万円と減額されたため、相続財産が4千8百万円を超えると課税されるのです。

$3千万円 + 600万円/人 \times 3人 = 4千8百万円$

昨年に改正された事業継続しない場合の軽減措置廃止も含めて、相続税対策が重要になってきました。

坂田公認会計士事務所通信2月号

3. 今月の税務～確定申告の開始

今月15日から確定申告の受け付けが開始され、3月15日が締め切りとなります。

今回は大きな改正はありませんが、平成22年中に住宅を取得した方が社内にいらっしゃれば、必ず確定申告をさせて下さい。今回確定申告しなければ、税金の還付は受けられませんので。

4. 就業規則見直しのポイント～残業時間管理に注意

従業員から未払の残業代を請求された場合の注意点です。

実は残業時間の存在を立証するのは従業員側にあるため、従業員はタイムカードなどにより、何月何日に何時から何時までの残業を行ったと主張します。

これに対して、会社はタイムカードに打刻された時間は単に従業員が会社に残っていたに過ぎず、実質的に仕事をしていなかったと反論しても、会社の主張が認められることは難しいのです。

会社は労働時間を適正に把握することが厚生労働省通達で示されていることから、会社は従業員に正確なタイムカードの打刻をするように注意をしなければ、黙示の許諾をしたとみなされ、残業代の支払が免れないことになりかねません。

従って、残業は必ず許可制にして、許可のない残業は認めない旨を就業規則に記載する必要があります。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネスラスト

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@eto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>